

新発田市教育委員会令和4年6月定例会 会議録

○ 議事日程

令和4年6月3日（金曜日） 午後2時00分 開会
豊浦庁舎 2階 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

- 議第 8号 専決処分の承認について
(令和4年度新発田市一般会計6月補正予算について)
- 議第 9号 専決処分の承認について
(令和4年度新発田市一般会計6月補正予算について)
- 議第10号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第11号 新発田市民俗芸能保存支援事業補助金交付要綱の一部改正について
- 議第12号 落谷虹児記念館美術品等選定委員会設置要綱の制定について
- 議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について
- 協報第1号 市内中学校自死案件に係る訴訟の経過報告について

日程第5 その他

- ・紫雲寺地域統合小学校開校準備協議会だよりについて

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長
関 川 直 委 員 (教育長職務代理者)
笠 原 恒 子 委 員
村 川 孝 子 委 員
山 崎 由 紀 委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長 鶴巻 勝 則
教育総務課長 橋本 隆志
学校教育課長補佐 横山 利 弘
文化行政課長 山口 幸 恵

中央図書館長 庭 山 恵
生涯学習課長 井 浦 智 明
青少年健全育成センター所長兼児童センター所長
古 田 潤 子

○ 書 記

教育総務課長補佐 本 田 陽 子
教育総務課教育総務係長
杉 林 直 樹

○ 議 事

○工藤教育長

ただいまから、教育委員会令和4年6月定例会を開会いたします。
はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」であります。山崎委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
続きまして、「日程第2 前回定例会会議録の承認について」に移ります。既に送付しております会議録について、質問等はございますか。

○工藤教育長

ないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、5月定例会の会議録は承認されました。
続きまして、「日程第3 教育長職務報告」を行います。職務報告については、既に送付しております教育長職務報告（令和4年5月1日～令和4年5月31日分）のとおり報告いたします。
委員の皆様から御質問等がございましたら、お願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、教育長職務報告につきましては、報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、教育長職務報告は承認されました。
ここで、本日の議事進行についてお諮りいたします。
「日程第4 議事」のうち、「協報第1号 市内中学校自死事件に係る訴訟の経過報告について」は、訴訟に関する事項でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第2号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと考えております。
つきましては、公開である議第8号から議第13号の6議案を審議し、「日程第5 その他」及び今後の日程の説明を受けた後、非公開となる協報第1号について審議することにしたいと考えております。
協報第1号を非公開とすること、並びに議事の進行について賛成の方の挙手をお願い

いたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、協報第1号の議事を非公開とし、議事進行については、今ほど説明いたしました通り進めさせていただきます。

それでは「日程第4 議事」に移ります。

初めに、議第8号と議第9号は、令和4年度新発田市一般会計6月補正予算に関する専決処分の承認についてでありますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議がないようですので、「議第8号及び議第9号 専決処分の承認について（令和4年度新発田市一般会計6月補正予算）」の審議を行います。鶴巻教育次長から説明をお願いいたします。

○鶴巻教育次長

「議第8号及び議第9号 専決処分の承認について」の御説明をいたします。令和4年度新発田市一般会計6月補正予算のうち教育委員会所管分については、市議会6月定期会へ議會上程を行うものでありますが、市議会の議案提出期限が本日の教育委員会6月定期会前であったことから、教育長の専決処分とさせていただいたものであります。

議第8号につきましては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する経費であり、歳出のみであります。議案の3ページを御覧ください。

はじめに、教育総務課所管分であります。学校給食食材費高騰緊急支援事業につきましては、給食食材の高騰による保護者負担の増加分を抑制するため、その経費を補正計上するものであります。

次に学校教育課所管分であります。生活困窮世帯児童生徒臨時給付金事業につきましては、市の準要保護世帯等で国からの特別給付金の対象とならない世帯に対し、市独自に1人5万円を支給するための経費を補正計上するものであります。次の学校教育課運営費につきましては、市内小中学校の教職員用抗原検査キットを購入するための経費を補正計上するものであります。

続きまして、議第9号につきましては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策以外の事業に関する経費であり、こちらも歳出のみであります。議案の6ページを御覧ください。

はじめに、教育総務課所管分であります。教育委員会事務局費につきましては、正職員の産休・育休代替に係る会計年度任用職員報酬を補正計上するものであります。次の小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業につきましては、4月1日付の人事異動により、小学校と中学校における学校用務手について、臨時職員とパート職員の配置が変更となりましたことから、それぞれの人事費の補正を行うものであります。

次に文化行政課所管分であります。市民文化会館施設維持管理事業につきましては、市民文化会館において昨年度実施しました高圧受変電設備の改修工事に伴い、廃棄する変圧器の中から低濃度のP C B（ポリ塩化ビフェニル）の含有が認められたため、通常の廃棄処理ができないことから、専門の処理施設に運搬し廃棄処分を行うための予算を計上させていただいたものであります。説明は以上です。

○工藤教育長

議第8号及び議第9号について、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○山崎委員

議第8号について質問させていただきます。生活困窮世帯児童生徒臨時給付金事業では、説明欄に1人5万円を支給とありますが、補正後予算額が5万円の倍数ではないのはなぜでしょうか。

○鶴巻教育次長

市では支給対象を642人と想定しており、給付金に加え、資料等を送付する郵送費等の事務経費を合算して計上していることから、お示しした数字になっているものであります。

○工藤教育長

諸経費が入っているため、5万円掛ける642世帯の額だけではないということで、よろしいでしょうか。

ほかに、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○山崎委員

議第9号についてですが、1970年代以降は低濃度PCB廃棄物（ポリ塩化ビフェニル）を使用した電気製品は作られていなかったと思います。それ以前に製造された物や、今後もこのように廃棄する必要がある物は、他の市有財産にもありますでしょうか。

○鶴巻教育次長

教育委員会所管施設では主に学校施設に多く所有していましたが、平成28・29年度に処分を進め、廃棄は完了しております。市長部局の所管施設でも同様の処理は概ね完了していると聞いておりますが、今回のように一部使用中の変圧器等に含有している可能性がある機器はあると思われます。それらについては、可能な限り処理期限までに手続きを進めたいと考えておりますが、予算を伴うものであるため、今回、予算補正させていただきたいというものです。

○山崎委員

平成28・29年度に学校施設から先に処分を始めて概ね完了しており、市民文化施設等に若干残っているものは今後も処理の必要があることについて、了解いたしました。

○工藤教育長

ほかに、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「議第8号及び議第9号 専決処分の承認について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第8号及び議第9号は承認されました。

次に、「議第10号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」の審議を行います。橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本総務課長

「議第10号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明をいたします。議案の7ページ、8ページ、議案に係る資料の1ページ、2ページを御覧ください。

改正理由といたしましては、今年度の10月1日付で、旧天王小学校に新たにシェアオフィスが設置される予定であることから、施設の管理について所要の改正を行うものであります。改正内容は、条例の第2条「名称及び位置」の表の旧天王小学校の部分に「(屋内運動場及び屋外運動場)」を追加するというものであり、施行期日はシェアオフィス設置とタイミングを合わせ、今年の10月1日付けで改正を予定したいものであります。議案に係る資料の2ページ目を御覧ください。

新旧対照表となっており、左側が現行、右側が改正後の案であります。左側に学校統合等に伴い閉校となった学校施設が表になっており、下から3段目が旧天王小学校であります。右側の改正案のとおり、括弧書きで「屋内運動場及び屋外運動場」という表記を追記するという改正であります。

補足説明ですが、本日付の「定例教育委員会 議第10号 補足資料」とある、旧天王小学校の平面図を御用意しました。右下にグラウンド、その上に校舎棟及び体育館棟が記載されております。現在は旧学校施設の学校開放という形で、地域住民の皆様や市内スポーツ団体の皆様に体育館とグラウンドを主に御利用いただいておりますが、10月1日付けで、旧来の学校施設財産のうち、グレイに着色した校舎棟及び給食棟の部分を処分し、シェアオフィスに転用したいというものです。市長部局の商工振興課が担当となり、地方創生交付金を活用して新たにシェアオフィスを設置するという内容で国の採択を受け、事業が進んでおります。体育館棟及びグラウンドは引き続き、従来の学校開放に準じたスポーツ活動等による利活用、加えて有事の際の指定避難所という形で、教育委員会の所管施設として残す予定であります。条例改正に伴い、所管が変わるのがグレイに着色した部分ということであります。説明は以上です。

○工藤教育長

この件について、御質問等がございましたらお願いいたします。

○関川職務代理者

シェアオフィスについて、もう少し具体的に教えていただけませんか。

○橋本教育総務課長

シェアオフィスの現段階の計画ですが、市の方針として、ICT（コンピューター）系の起業家を育成したいという考えがあります。工場誘致や企業誘致という形ではなく、IT産業の若い方々がターゲットになりますが、新規事業者育成が今回の事業の狙いとなっております。新潟経済同友会等々の支援、又は長岡技術科学大学さんと連携協定を締結しましたので、スマート農業、最近話題になっているドローンを使った農作業の省力化、無人の農業機械の運行等を大学側の研究体制と連携し、ICTを使った起業家の

育成をしていきたいという構想であります。

なお旧天王小学校の教室、教務室、特別教室等をシェアオフィス用に改修する費用について、6月補正予算として議会に提案させていただいており、本年10月1日がオープン予定であります。起業であるため、軌道に乗って事務所を構えることになれば、別の場所に移されることも想定されますが、若手経営者には事務所を借りて起業するまでの経費を確保することは難しいという状況を踏まえ、市の産業政策の一環として取り組みを進めたいというものであります。

○関川職務代理者

承知いたしました。

○工藤教育長

ほかに御質問等がございましたらお願いいたします。

○山崎委員

なぜ長岡の大学と協定を締結されたのでしょうか。

○橋本教育総務課長

詳細は承知しておりませんが、当市の構想と、長岡技術科学大学の研究活動の目的が一致したのではないかと考えております。新潟には他にも大学はありますが、ＩＣＴを進める上で技術系の大学と連携を組みたいという思いが根幹にあったのではないかと考えております。

○鶴巻教育次長

経緯について補足させていただきます。市内の事業者の方と職員との話し合いの中で今回の構想の話があり、その事業者の方から関係のあった長岡技術科学大学の方にお話をされたところ、同大学も農業に関する研究を進めており、ぜひお手伝いしたいとのお申し出をいただいた、というお話が先日の協定締結時の席でありましたので、補足させていただきます。

○山崎委員

ＩＣＴに限る必要があったのかということも含めてですが、グランドデザインの問題だと思います。事業目的が産業育成ということならば、当市を足掛かりに始まった事業は当市に残るということが大切ではないかと思いますが、なぜ長岡の大学にお声を掛けられたのでしょうか。場合によっては市外に移るかもしれないというお話もありましたが、その段階で中越の方に戻ってしまっても構わないという事業なのでしょうか。

○橋本教育総務課長

当市の農業を省力化できるか、ブランド化を進められるか、付加価値を高められるか、という観点で長岡技術科学大学と連携しており、産業部門では今年度の取組として、「オーガニックＳＨＩＢＡＴＡ」という名称で事業化を進めております。有機農法・カルガモ農法等への活用について、市内農業者の方とも連携して実用化に向けた研究・開発を行いたいというものであり、必ずしも市外に流出するという前提ではありません。その

事業が普及し市外に広がっていくことは、事業者の事業拡大につながるものではあります、まずは「市内のニーズに対しＩＣＴ関係又は先端技術を取り入れて対応できないか」という観点で研究・開発を進めてまいりますので、それは当市にも必ず還元されるものと考えております。

○山崎委員

元々はＩＣＴという市長の声から始まった事業であるけれども、ドローン等の最先端の技術を使ったスマート農業という形を考えておられ、たまたま長岡技術科学大学がその技術を持っておられる。事業開始後に市外に流出するとしても、当市で行ったものは残るはずである、とお考えになられたということでおよろしいでしょうか。

○鶴巻教育次長

長岡技術科学大学と当市で包括連携協定を締結させていただきました。それにより、今回の長岡技術科学大学の研究の成果についても、当市に十分反映していただけるものと考えております。また、スマート農業に関する当市の課題をお示しし、それに関する同大学の研究成果も御提供いただけするとお聞きしております。

○山崎委員

承知いたしました。私は市内の大学に勤務しているものですから、市外の大学と組まれることには思うところがあるお話をしたので、質問させていただきました。近隣の大学に限らずですが、今後も市内の様々な連携というものを優先して考えていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○工藤教育長

教育委員会が管轄するのは学校の施設設備あり、事業内容は今ほど説明がありましたとおり市長部局の部署が担当しているため、教育委員会が斡旋や協定締結を行うものではありませんが、市の立場としての説明がありました。山崎委員のお考えの通りだと思いますが、教育委員会も教育関係では敬和学園大学さんに大変お世話になっており、その分野では引き続き御協力をいただくようにお願いしたいと思います。

○山崎委員

私共の大学は旧学校施設の清掃の部分で協力させていただいている関係もあります。学校施設を使用して何らかの活動をされるという場合は、私共はいつでも準備ができる状況ですので、その点も申し添えさせていただきたいと思います。

○工藤教育長

ありがとうございました。ほかに御質問等がございましたらお願いいたします。

○関川職務代理者

教育委員会の管理部分だという意味で、旧学校施設の方に「(屋内運動場及び屋外運動場)」と付け加えたものだと思いますが、その考え方方がわからないので、説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

当課としても悩ましかったところであります。旧天王小学校の平面図を御覧いただきましたが、現行の条例では、グレイに着色した部分の校舎棟及び給食棟も含め、旧学校施設である学校の敷地全体を教育委員会で所管しております。地方自治法に基づき、どのような行政目的で管理管轄するかによりそれぞれ設置条例を設けておりますので、行政目的が「産業振興を目的とするシェアオフィス」に決定したことから、校舎棟及び給食棟は除外することとし、「(屋内運動場及び屋外運動場)」と表記することで区分を示させていただいたものであります。その他の旧学校施設については、校舎等も含めて引き続き教育財産として教育委員会の所管施設になっているため、法制担当と協議し、今回の改正文の表記にさせていただいたところであります。括弧書きのない施設については、学校敷地内全てが教育委員会の所管になっているという捉え方でお願いいたします。

○関川職務代理者

なぜ「(屋内運動場及び屋外運動場)」と付け加えたのでしょうか。「旧天王小学校」だけではわかりにくいからでしょうか。申し訳ありませんが、その部分がすっきりしない気がします。

○橋本教育総務課長

すっきりしないのは理解できます。旧学校施設の設置条例では、旧学校施設全体を社会体育、地域のスポーツ活動等に貸し出す教育財産の位置付けとしておりますが、旧天王小学校は校舎棟及び給食棟の部分を除外するため、貸し出し対象になるのは体育館及びグラウンドになるということで、あえて括弧書きを付けたものであります。逆にシェアオフィスの部分を地域の方あるいは社会教育活動で使いたいと言われましても、今後はできなくなるということであります。

○関川職務代理者

申し訳ありませんが、これは「新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例」であり、旧天王小学校のこのグレイに着色した部分も、屋内運動場も屋外運動場も、全て旧学校施設です。この括弧が付くことによりどう変わるのが、市民にわかりやすく説明できますでしょうか

○橋本教育総務課長

括弧が付くことにより、旧天王小学校の屋内運動場と屋外運動場が、教育委員会で所管する旧学校施設の対象の範囲と捉えていただきたいと考えております。

○関川職務代理者

市民が利用する際に気を付けていただくということでしょうか。グレイに着色した部分の管理は、引き続き教育委員会が行うのでしょうか。

○橋本教育総務課長

グレイに着色した部分の管理は商工振興課が行いますので、教育財産からは除外することになります。今回の条例改正と並行して、商工振興課で新たにシェアオフィスの設置条例も、市議会に提案させていただくので、今度は商工振興課がこのグレイに着色し

た部分を切り分け、行政財産として管理管轄していくことになります。

○関川職務代理者

了解いたしました。

○工藤教育長

ありがとうございました。ほかに御質問等がございましたらお願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「議第10号 新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第10号は承認されました。

次に、「議第11号 新発田市民俗芸能保存支援事業補助金交付要綱の一部改正について」の審議を行います。山口文化行政課長から説明をお願いいたします。

○山口文化行政課長

「議第11号 新発田市民俗芸能保存支援事業補助金交付要綱の一部改正について」の御説明をいたします。議案の9ページ、10ページ、議案に係る資料の3ページから6ページが該当となります。議案に係る資料の3ページを御覧ください。

この制度は、神楽や獅子舞、盆踊りなど、地域に伝わる民俗芸能の継承を目的に、民俗芸能を継承している団体の活動に対し、事業に要する経費について、申請により補助率が2分の1、20万円を上限に補助金を交付するものです。昭和20年以前から伝承されてきた民俗芸能で、市指定文化財に指定されていないものを対象としております。これまででは、補助金の交付申請等に係る様式の1、5、7に押印を必要としておりましたが、市民サービスの向上及び行政手続きの簡素化の観点から、押印廃止などの所要の改正を行いたいというものです。議案に係る資料の4ページから6ページに新旧対照表のとおり、押印欄を削除しておりますのと、宛名を「新発田市長様」から「(宛先) 新発田市長」とする等の改正を行いたいというものです。説明は以上です。

○工藤教育長

この件について、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「議第11号 新発田市民俗芸能保存支援事業補助金交付要綱の一部改正について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第11号は承認されました。

次に、「議第12号 跡谷虹児記念館美術品等選定委員会設置要綱の制定について」の審議を行います。山口文化行政課長から説明をお願いいたします。

○山口文化行政課長

「議第12号 落谷虹児記念館美術品等選定委員会設置要綱の制定について」の御説明をいたします。議案の11ページから13ページ、議案に係る資料の7ページを御覧ください。

昨年、落谷虹児の御子息である落谷龍夫氏から市に対して、落谷虹児の作品の収集等への活用を目的に、1千万円の御寄附をいただいたところであります。今後、この寄附金を財源としまして、落谷虹児記念館における美術品及び美術資料を収集する場合に必要な事項を協議し、提言を行う機関として、落谷虹児記念館美術品等選定委員会を設置したいというものであります。要綱内容は議案の通りとなりますが、委員会は5人以内の委員で組織し、委員の任期は2年とさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

この件について、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「議第12号 落谷虹児記念館美術品等選定委員会設置要綱の制定について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第12号は承認されました。

次に、「議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について」の審議を行います。山口文化行政課長から説明をお願いいたします。

○山口文化行政課長

「議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について」の御説明をいたします。議案の14ページ、15ページ、議案に係る資料の8ページを御覧ください。

今ほど御承認をいただきました「落谷虹児記念館美術品等選定委員会」の委員の委嘱についてであります。設置要綱第3条の規定により、委員の定員は5名以内となっておりますが、この度、3名の方を委員として委嘱することについて御承認をいただきたいというものであります。3名の方を御紹介させていただきます。落谷虹児記念館における美術品等の収集につきましては、基本的には落谷虹児作品であることを前提としておりますことから、1人目は落谷虹児作品を最もよく知り、真贋や価値に関する専門知識を有する方として、落谷虹児の御子息の落谷龍夫さん。2人目は市民代表として、新発田市文化団体連合会から伊藤啓子さん。美術担当課長として私山口の3名であります。任期は、本日令和4年6月3日から令和6年6月2日までの2年間であります。説明は以上です。

○工藤教育長

この件について、御質問等がございましたらお願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、「議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について」は承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第13号は承認されました。

続きまして、「日程第5 その他」に入ります。

「紫雲寺地域統合小学校開校準備協議会だより」について、橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

別冊の「その他資料」にあります回覧文書を御覧ください。

昨年度末に紫雲寺地域の統合小学校開校準備協議会という組織が新たに発足し、統合校の名称案を紫雲寺地域の各世帯に募集していただきました。同協議会は、現在の紫雲寺小学校だけでなく、米子小学校区、藤塚小学校区の自治会代表の方々、紫雲寺地域の3小学校のPTA役員の方々及び校長、紫雲寺中学校長にも加わっていただいた組織であります。統合校の場所は現在の紫雲寺小学校の場所、旧紫雲寺小学校区以外の方々からも統合校の名称は「紫雲寺小学校」がふさわしいという意見でまとまったところであります。アンケート結果でも、98%の方から「紫雲寺小学校」が適当であるという回答をいただいていることから、5月19日付けで新発田市長に校名案の推薦をしていただいたところであります。その結果報告として、アンケートに御協力いただいた旧紫雲寺町の区域の方々に令和4年6月1日付けで文書を発出し、報告させていただきました。後日教育委員会にもお諮りしますが、今年の市議会9月定例会に学校設置条例の改正議案を上程する方向で事務を進める予定であります。9月議会で改正案を可決いただいた後は、新たな統合校の校章のデザイン及び校歌の歌詞等について、地域の皆様へ募集していきたいと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

この件について、御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、説明の通り御了承いただきたいと思います。

続きまして、教育委員会の今後の日程について、橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

「教育委員会の今後の日程（予定）」について御説明いたします。日程表の資料は本日6月3日現在の予定であります。表の1番上が本日6月3日の定例教育委員会、2段目以降の7～9月は、それぞれ火曜日の9時30分から、この会場で定例委員会を予定しております。新たに10月の日程を加えさせていただきました。10月4日（火）の9時30分からこの会場で、委員の皆様の御予定をお願いいたします。説明は以上です。

○工藤教育長

今ほど説明のありました日程等について、御質問や不都合等はありませんでしょうか。

○工藤教育長

ないようですので、今後の予定については説明のとおり御了承ください。

ほかに事務局から報告等があれば、お願いいいたします。

○庭山中央図書館長

歴史図書館の夏季企画展「古文書で読み解く徳川將軍と溝口家」について、御案内させていただきます。お配りしました資料を御覧ください。

この企画展では、歴代將軍が新発田藩主に対し、領地の支配を認めた領地宛行状あてがいじょうという任命書を全て公開しております。これは將軍が代替わりするたびに更新され、各藩に渡され、いわば藩主のパスポートとして保管されていました。全国に500もの藩がある中で、新発田藩溝口家のように江戸時代の初めから終わりまで1つの藩の領地宛行状あてがいじょうがまとめて保管されている例は極めて稀です。これらを比べることで、將軍と大名の関係や、將軍によって地方領主の威儀が継承される様子が明らかになります。7月1日から9月19日まで、時間は9時から5時まで、歴史図書館1階展示室1で公開しております。同期間に2階の会議室で講師を招いてワークショップを開催し、毎月第1土曜日の午前、午後各1回ずつ計6回、担当職員によるギャラリートーク、及び歴史図書館発着の城下町まち歩きを実施します。詳細はチラシのとおりとなりますので、お時間がございましたら、ぜひ歴史図書館にお立ち寄りください。説明は以上です。

○工藤教育長

大変貴重な資料であり、なかなか目に触れることができないことが多いことなので、このようにまとめていただきと、見やすく、新発田藩の様子がわかり、大変興味深いものだと思います。
他に何かありますでしょうか。

○山口文化行政課長

1つ御案内させていただきます。お手元にお配りしております「峠 最後のサムライ」という映画の「新潟県ロケ地ガイド」が新潟県フィルムコミッショナリーアカデミーから送られてきました。この映画は県内各地でロケをしており、当市では大切な文化財である新発田城と市島邸でロケしております。6月17日公開となっておりますので、お時間がございましたら、ぜひ御覧いただき、御案内させていただきます。説明は以上です。

○工藤教育長

地元の新発田城等が映画に取り入れられたようです。若い人達には撮影された場所を訪ねる「聖地巡礼」が流行っているので、ぜひ若い人達に興味を持っていただき、新発田を知っていただきたいと思います。

ほかに事務局から何かあれば、お願いいいたします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○村川委員

本日は学校教育課長さんは欠席でしょうか。

前回、子ども達の様子についてお話をありがとうございましたが、コロナの陽性者数が若干減少している中で、その後の学校の様子を教えていただけませんでしょうか。

○鶴巻教育次長

学校教育課長は別件で外出しておりますので、本日は課長補佐が出席させていただいているります。

コロナ関係ですが、ゴールデンウィーク中は人の移動が多いことから、児童・生徒の感染者数の増加を懸念しておりましたが、ゴールデンウィーク中からゴールデンウィーク明けは感染者が若干名、教職員にも6～7名おりました。ここ数日は概ね1～2名程度であり、少し落ち着いているように感じております。

運動会については、先週、先々週の週末、各学校で感染対策をしっかりと行いながら実施いたしました。

部活動には少し制限を掛けておりましたが、新年度に入り大会等もあることに加え、事故や怪我がないような実施方法についても要望をいただいておりましたので、感染状況も落ち着いてきたところであり、感染対策をしっかりと行いながらも少し制限を緩和し、活動している状況であります。

○村川委員

本日の午前中に街を歩きましたら、学区の子ども達が見学等の帰りだったと思いますが、皆さん元気で、先生方も一生懸命子ども達を見ながら活動されていました。女の子が1人、自分から「こんにちは」と挨拶した様子も見られたので、普通の教育活動が進んでいるのかな、と思っていたところです。ありがとうございました。

○工藤教育長

ほかの委員の皆様から何かございましたら、お願ひいたします。

○工藤教育長

ないようですので、協議報告に移ります。

「協報第1号 市内中学校自死事件に係る訴訟の経過報告について」は、先ほど非公開とすることについて承認をいただきましたので、説明員である鶴巻教育次長、横山学校教育課長補佐以外の方は退席をお願いいたします。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

以上をもちまして教育委員会令和4年6月定例会を閉会いたします。

午後4時10分 閉会

令和4年6月3日

新発田市教育委員会教育長

委員